

**資料 4 - 2 騒音規制法第17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度（要請限度）**

（平成12年 3 月 2 日総理府令第15号）

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75	70
c 区域	車線を有する道路	75	70

これらの区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域

昼 間	夜 間
75	70

備考1 「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ。

備考2 「a区域」、「b区域」、「c区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」、「B」、「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ。